

社会保険労務士法人ブレインスター 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を実現するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業、育児休業にかかる出産手当金、育児休業給付金及び社会保険料免除並びに介護休業や子の看護休暇などの制度の周知や情報提供を行う

【対策】

令和4年4月～

- ・育児休業、介護休業等について全体会議及び社内メールにて周知を行う。
- ・目標達成ができていないか、年度末ごとに統計をとること。
- ・制度に変更が生じた場合には、変更箇所の説明を速やかに行う。

目標2：妊娠中や不妊治療中の女性職員のための相談窓口を設置する。

【対策】

令和4年4月～

- ・相談窓口を設置して、個別に対応ができる環境を整える。
- ・上司との連携を密に行い、休暇を取りやすい環境にする。